

平成23年2月

業 者 各 位

支店等営業所の認定基準について

一 宮 市

一般競争入札で落札者の決定後、契約締結前における入札参加資格条件に定める支店等営業所の認定については、平成23年度以降、下記の要件を判断の基準といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 事務所の形態

- (1) 自社所有又は賃貸借による建物であること。
- (2) 会社役員、社員又は他の者が居住している専用住宅でないこと。

2. 事務所の設備

- (1) 自社の看板や表札を設置していること。
- (2) 自社専用の電話及びファクスを常設していること。
- (3) 事務机等の什器備品を備えていること。

3. 事務所の体制

- (1) 直接雇用関係にある2人以上の職員が配置されており、連絡が常時とれる体制であること。
- (2) 営業に係る帳簿類等を備え付けて、保存管理していること。
- (3) 出勤簿等で、職員の勤務状態が常に確認できること。
- (4) 建設工事業者にあつては、建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。